消費税のインボイス制度に関する

説明会・研修会への講師派遣及び寄稿依頼について

１　説明会・研修会への講師派遣について

講師を派遣させていただく説明会・研修会

◇　貴団体が主催する会員事業者向けの説明会・研修会に講師を派遣します。

◇　貴団体の傘下団体(地域ブロック単位の団体)が主催される同様の説明会・研修会にも講師派遣可能です。

※　会員事業者の主に経理をご担当されている方への説明会や研修会が効果的だと思われますが、団体開催の理事会や団体事務局に向けた説明であっても差し支えありません。

※　新型コロナウイルス感染症への感染防止の観点から、オンラインでの説明や、団体事務局向けの少人数の説明会や複数回にわたる開催など柔軟な対応も可能ですので、ご相談ください。

派遣する講師（財務省・国税職員）がご説明する事項（概要）

◇　令和５年１０月から開始するインボイス制度の概要について、事業者の方々からよく質問を受ける内容を踏まえながら説明いたします。質疑応答の時間を設けることも可能です。

◇　これまで派遣講師による説明を受けた団体等からは、「説明を受けてみて制度理解が進んだ」や「準備を開始するきっかけになった」との声をいただいておりますので、積極的なお申込みをご検討いただけますと幸いです。

　※　インボイス制度の説明と合わせて、近時の電子帳簿保存法の見直しに関する内容について説明をご希望の場合は、申込書にその旨をご記入ください。なお、電子帳簿保存法に関する説明については日程等の都合上、ご希望に添えないこともある旨を予めご了承ください。

説明会の開催時期等

◇　講師派遣の依頼は、制度開始に向けて随時、受け付けております。  
（申込期限は設けておりません。）

◇　講師派遣は、原則として平日の９時から17時までの間とさせていただきます。それ以外の日程を希望される場合は前広にご相談ください。

講師派遣のお申込み

◇　別紙申込用紙にご記入の上、以下の連絡先宛てにご送付願います。

|  |
| --- |
| 〒１００-８９１６  東京都千代田区霞ヶ関１-２-２  厚生労働省老健局高齢者支援課　担当　南藤、山畑、鈴  電子メール：tokuyou-kijun@mhlw.go.jp  ＦＡＸ：03-3595-3670 |

２　寄稿依頼について

寄稿依頼の対象となる会報誌、業界紙

◇　貴団体（傘下団体を含む。）が発刊する会員事業者向けの会報誌、業界紙にインボイス制度についての記事を寄稿します。

◇　貴団体の会員事業者が社内向けに発刊する社内報など、個別の事業者のみが対象となるものには記事の寄稿はできません。

寄稿する記事の内容について

◇　インボイス制度の概要はもちろん、可能な限り貴団体（傘下団体を含む。）の業界の実態に即した内容の寄稿をさせていただきます。

◇　個別の事業者や業界を指して、具体的に登録申請の要否の記載はできません。

◇　内容等に関しての打合せを行うことがございます。

寄稿依頼のお申込み

◇　別紙申込用紙にご記入の上、以下の連絡先宛てにご送付願います。

|  |
| --- |
| 〒１００-８９１６  東京都千代田区霞ヶ関１-２-２  厚生労働省老健局高齢者支援課　担当　南藤、山畑、鈴  電子メール：tokuyou-kijun@mhlw.go.jp  ＦＡＸ：03-3595-3670 |